



法務省 福岡矯正管区

(九州地区刑事施設)



○『刑事施設』とは？

刑務所、少年刑務所及び拘置所のことを刑事施設といいます。刑務所・少年刑務所では、主として受刑者を収容して、その社会復帰（改善更生及び円滑な社会復帰）を実現するよう様々な処遇を行います。拘置所では、主に勾留中の被疑者、被告人を収容して、逃走や証拠の隠滅を防止し、公平・公正な裁判を受けられるよう配慮しています。



○勤務地・転勤・昇任

九州地区には約 2500 人の刑務官がおり、採用後は福岡矯正管内の刑事施設の被収容者を処遇する部署に配属されます。2年目に任用研修課程中等科研修を経て初級幹部(係長職)を目指します。また、本人の希望や努力により、任用研修課程高等科研修を経て、課長職等（本省や矯正管区での勤務もあります。）を経験しながら知識を広げ、所長・部長職など、より上位の職を目指すこともできます。

○充実した研修制度

仕事をしていく上で必要な法令や知識の習得に不安を覚える方もいるかと思いますが、充実した研修制度が用意されており、安心して勤務できます。

育児との両立 仕事と育児の両立を支援する制度も充実

妊娠、出産、子育てに関する制度については、育児休業等（育児休業、育児短時間勤務及び育児時間）を始め、その態様に応じて各種の制度が整備されています。安心して家庭と仕事を両立できます。

また、男性職員の育児休業等の利用促進も図っています。



福岡管区再犯防止イメージキャラクター

【お問合せ先】法務省福岡矯正管区 職員課

〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮 5-3-53

電話 092-661-1260

福岡矯正管区フロントページ

http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00110

